学生担当副学長 太田 圭

新型コロナウイルス感染症への対応に関する 留意事項等について(注意喚起)

文部科学省から「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更及び大学等における同感染症への対応に関する留意事項等について(周知)」(令和3年5月7日付)において部活動等における感染対策上の留意点について改めて注意喚起がありました。

また、茨城県知事からも<u>「新型コロナウイルスの感染状況を踏まえた部活動に係る取扱いについて(要</u>請)」(令和3年5月17日付)において部活動の実施に当たり感染防止対策の要請がありました。

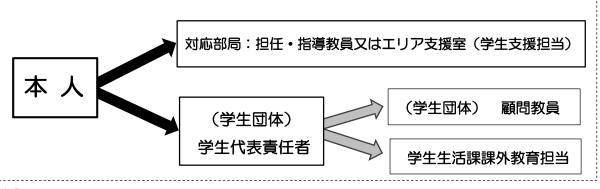
ついては、本学の課外活動においても「筑波大学の課外活動における団体活動開始ガイドライン」を遵守 し基本的な感染予防対策を徹底するとともに、当該通知に留意し対応いただくようお願いいたします。

また、感染が疑われる場合の連絡体制について、改めて下記のとおり通知しますので、感染の拡大を防ぐため適切に対応してください。

※文部科学省通知抜粋

<部活動に付随する場面での対策の徹底>

- 〇部活動終了後に、車座になって飲み物を飲みながら会話したり、食事を行ったりした際に 感染が広がることを防ぐため、<u>部活動前後での集団での飲食は控える</u>とともに、人との接 触を避ける観点から、<u>部活動終了後は速やかな帰宅</u>を促す
- 〇<u>部室, 更衣室, ロッカールーム等の共用エリアを使用する場合には, 短時間の利用</u>とし, 一斉に利用することは避け, 時間差利用, <u>身体的距離の確保, 会話の制限</u>を行う
- 〇部活動に係るミーティングを行う場合には、オンラインを積極的に活用する
- ※感染が疑われる場合(以下の項目に該当した場合)に、報告すべき大学関係者について
 - 発熱等の風邪症状(体調不良)がある場合
 - ・保健所から濃厚接触者に特定された場合
 - ・同居者が PCR 検査を受検することになった場合
 - ・新型コロナウイルス感染者との接触があったことが判明した場合



【参考】

- ○筑波大学課外活動における団体活動開始ガイドライン
- ○新型コロナウイルス感染が疑われる場合の本人の行動フロー
- ○茨城県知事臨時記者会見資料(令和3年5月17日)

担当: 学生部学生生活課課外教育担当

Tel: 029-853-2248, 2247

E-mail: gk-kagai@un.tsukuba.ac.jp